

招 集 期 日	令 和 2 年 2 月 2 5 日 (火)		会 議 の 場 所	教 育 委 員 室
会 議 の 時 刻 及 び 宣 告 者	開 会 の 時 刻	午 後 1 時 3 0 分	開 会 者	教 育 長
	閉 会 の 時 刻	午 後 2 時 3 0 分	閉 会 者	教 育 長
委 員 出 席 状 況				
氏 名	摘 要	氏 名	摘 要	
秋 本 文 子 教 育 長	出 席	平 野 博 之 委 員	出 席	
柿 沼 拓 弥 教 育 長 職 務 代 理 者	出 席	岩 崎 智 子 委 員	出 席	
高 瀬 賢 一 委 員	出 席			
議 事 参 与 者 及 び 説 明 の た め の 出 席 者	川 島 学 校 教 育 部 長	須 永 教 育 総 務 課 長	矢 野 学 校 教 育 課 長	
書 記 名	教 育 総 務 課 総 務 係 横 山			傍 聴 人 な し
会 議 事 件 名	て ん 末			
開 会	教 育 長	第 1 回 臨 時 教 育 委 員 会 を 開 会		
	教 育 長	<p>教 育 委 員 会 の 会 議 は 公 開 が 原 則 と な っ て い る が、人 事 に 関 す る 事 件 等 に つ い て 出 席 委 員 の 3 分 の 2 以 上 の 多 数 で 議 決 し た 場 合 は 非 公 開 と す る こ と が で き る。本 日 の 日 程 の 中 で 協 議 事 項 2 は、卒 業 生 に 向 け て の 告 辞 で あ り 卒 業 式 前 に 公 開 す べ き で は な い た め、議 案 第 4 号、議 案 第 5 号 及 び 議 案 第 6 号 は、議 会 の 議 決 を 経 る べ き 議 案 の た め、議 案 第 7 号 は、人 事 に 関 す る 案 件 の た め、非 公 開 と し て よ ろ し い か。</p> <p>異 議 な し の 声 あ り</p>		
	教 育 長	協 議 事 項 2、議 案 第 4 号、議 案 第 5 号、議 案 第 6 号 及 び 議 案 第 7 号 を 非 公 開 と す る。		
	教 育 長	協 議 事 項 1 に つ い て、教 育 総 務 課 長 か ら 説 明 を 求 め た。		

会議事件名	て ん 末	
日程第1 協議事項1 小中学校プール施設の今後のあり方について(案)	教育総務課長          教育長  岩崎委員   教育総務課長	<p>本件は、昨年11月の定例教育委員会で議決され、羽生市立学校適正規模審議会に諮問した羽生市立小中学校適正規模適正配置に関する基本方針案作成の一部として、小中学校プール施設のあり方を審議したものである。</p> <p>この度、2月20日付けで同審議会会長より羽生市教育委員会宛に答申があり、内容は、中学校のプールを令和3年度から廃止することはやむを得ない。また、小学校のプールは当面維持することが望ましいというものであった。</p> <p>この答申を受け、小中学校プール施設の今後のあり方について、羽生市教育委員会としての取扱いを、次のとおりとすることについて、お諮りする。</p> <p>答申のとおり、中学校のプールは令和3年度から廃止することとする。ただし、施設の状況等によっては令和2年度から廃止することもある。小学校のプールは当面の間維持することとする。上記の結論に至った理由は、施設の老朽化、年間使用日数の少なさ、多額の維持管理経費、学習指導要領の内容の取扱い等を、総合的に勘案したことによるものである。</p> <p>中学校のプール施設を廃止することにより、教職員の負担軽減、維持管理費等の削減の効果が期待できる。中学校で廃止する分、水泳の実技指導については、小学校に対し、引き続きしっかりと行うよう指導していく。また、跡地利用については、学校の意向も踏まえて検討していく。なお、中学校のプール施設の廃止について、保護者をはじめ広く周知し、理解を得ることとする。</p> <p>協議事項1について、質問・意見を求めた。</p> <p>中学校プール施設を廃止することについての周知は、いつ頃行うのか。また、文書による通知となるか。</p> <p>3月に開催する総合教育会議で市長に報告した後、保護者等への周知は、4月以降となる予定である。文書による通知を考えている。</p>

会議事件名	て ん 末	
<p>協議事項2 令和元年度小・中学校卒業式教育委員会 告辞(案)について</p> <p>日程第2 議案第4号 議会の議決を経るべき 議案について(羽生市附 属機関設置条例)</p>	高瀬委員	プールの跡地利用については、学校の意向も踏まえることとしているが、どのような考えがあるか。
	教育総務課長	現在のところ、具体案はない。今後、学校や市財政部局と協議し、どのようなかたちが良いか検討していきたい。
	教育長	協議事項1については、よろしいか。  異議なしの声あり
	教育長	協議事項1は、承認された旨宣した。
	教育長	協議事項2は、非公開とする。傍聴人はあるか。
	教育総務課長	傍聴人は、ない。  会議非公開（承認）  議案第4号から議案第7号は、非公開とする。  会議非公開（可決）

会議事件名	て ん 末	
<p>議案第5号 議会の議決を経るべき議案について(羽生市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)</p>		<p>会議非公開 (可決)</p>
<p>議案第6号 議会の議決を経るべき議案について(羽生市教育振興基金条例の一部を改正する条例)</p>		<p>会議非公開 (可決)</p>
<p>議案第7号 県費負担教職員の任免等の内申について</p>	<p>教育長</p> <p>教育長</p>	<p>会議非公開 (可決)</p> <p>これより、会議を公開する。</p> <p>議案第8号について、教育総務課長から説明を求めた。</p>
<p>議案第8号 羽生市教育委員会点検評価実施要綱</p>	<p>教育総務課長</p>	<p>点検評価とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、毎年、教育に関する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表をするものである。羽生市教育委員会では、点検評価の報告書を、毎年7月の定例教育委員会に協議事項として上程している。</p> <p>これまでは、点検評価の実施に関する例規が制定されてい</p>

会議事件名	て ん 末	
閉 会		<p>かった。この度、羽生市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償における条例の一部を改正する条例に、点検評価の報告書作成にあたり意見を聴取する点検評価員の報酬について規定されることもあり、点検評価の実施について必要な事項を規定するため、本要綱を新たに制定するものである。</p>
	教育長	<p>議案第 8 号について、質問、意見を求めた。</p>
	平野委員	<p>点検評価員の人数は何人を予定しているか。</p>
	教育総務課長	<p>点検評価員の人数は、要綱には明記していない。現在は 1 名にお願いしており、今後も引き続き、1 名とする。</p>
	教育長	<p>議案第 8 号については、よろしいか。</p> <p>異議なしの声あり</p> <p>議案第 8 号は、可決された旨宣した。</p>
	教育長	<p>次回教育委員会日程について、事務局より説明の旨。</p>
	教育総務課長	<p>3 月定例教育委員会は、3 月 25 日 午後 3 時より、教育委員室にて開催する。</p>
	教育長	<p>閉会を宣した。</p>

会議事件名	て ん 末	
		<p>教育長 _____</p> <p>委 員 _____</p> <p>委 員 _____</p> <p>書 記 _____</p>